



地方分権改革に関する提案募集に係る令和 5 年の提案について

令和 5 年 4 月 27 日
本 部 事 務 局

1 対応方針（案）

関西広域連合設立の第一のねらいである「分権型社会の実現」に向けて、国の事務・権限の移譲を促進する仕組みづくり等について提案する。

また、構成団体提案事項について、提案趣旨に賛同する他の構成団体や関西広域連合による共同提案を調整することにより、実現に向けた後押しを行う。

(1) 国の事務・権限の移譲を促進する仕組みづくり等についての提案の実施

広域行政需要への対応と権限移譲の受入体制整備という広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことを踏まえ、国と地方の役割分担における「広域行政ブロック単位の広域連合」(※)の役割の法制化と権限移譲要請権の抜本的拡充について提案する。加えて、広域連合実施事務の改善についても提案を行う。

(※)各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合

(2) 構成団体提案事項に係る共同提案の調整

構成団体の提案事項について広域連合から他の構成団体に共同提案意向を確認し、同意が得られたものは関西広域連合・同意団体の共同提案とする。

2 関西広域連合提案事項

(1) 国の事務・権限の移譲を促進する仕組みづくり

国と地方の役割分担の中に「広域行政ブロック単位の広域連合」を法的に位置づけることにより、関西広域連合が国の事務・権限移譲の受入主体であることを明確化する。

あわせて、権限移譲要請権の拡充及び移譲の前段階としての「地方分権特区(仮称)」の導入により、包括的な事務・権限の移譲に向けて、客観的な検証に基づく建設的な議論を国との間で行うことを可能とする。

提案事項	提案概要
①「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化	広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。
②広域連合制度における国の事務の移譲要請権の拡充	要請できる事務の範囲の拡大、具体的な基準・手順等の明確化、広域連合長の移譲要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。
③広域連合制度における「地方分権特区(仮称)」の導入	実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入、広域連合長の実証実験要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。

(2) 広域連合実施事務の改善

調理師免許及び製菓衛生師免許申請書の添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として様式上で確認を行うこととすることにより、免許申請者の手続負担を軽減し、ひいては紙の添付書類の削減による申請手続のデジタル完結を目指す。

【考え方】

- 調理師免許及び製菓衛生師免許申請書には「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を添付することとされており、免許申請者に対して医師の診断を受けるための時間的・費用的な負担を求めている。
- 薬局等において医薬品の販売等に従事する登録販売者に係る販売従事登録申請手続においては、申請者の業務負担を減らすため、令和3年8月から、(1)診断書の添付は原則不要とし、(2)様式上で、①「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」及び②「精神の機能の障害」により「業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」であるかについて確認を行い、(3) (2)②に該当するおそれがある場合のみ診断書の添付を求めることとされている。
- 医薬品の販売等に従事する登録販売者に係る販売従事登録申請手続において「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」が添付不要とされていることを踏まえ、調理師免許及び製菓衛生師免許申請手続についても同様の見直しを図るべきである。

提案事項	提案概要
④調理師・製菓衛生師免許に係る添付書類の簡素化	調理師免許及び製菓衛生師免許申請書の添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として様式上で確認を行うこととする。

3 今後のスケジュール

(1) 関西広域連合提案事項の調整

- 5月上旬～ 内閣府地方分権改革推進室との事前相談
- 5月19日 本提案内閣府提出期限

(2) 構成団体提案事項に係る共同提案の調整

- 4月下旬 共同提案意向照会（本部事務局→構成団体）
- 5月中旬 共同提案取りまとめ結果送付（本部事務局→構成団体）
- 19日 本提案内閣府提出期限